

# 民主主義下における住民自治・地域協議会のあり方

令和4年1月31日

文責：宮越 馨

## 1. 経緯・背景

### (1) 不自然な大合併

- ・合併に向けての理念・新市の計画、未来ビジョンが欠けていた。
- ・国の合併構想の狙いをまともに受け、地方自治の本旨を忘れた合併であった。
- ・合併に際し、大合併を進める国側の人事を受け入れ、合併を進めた結果、合併自治体間の主体性の欠いた合併となった。
- ・「来る者は拒まず、去る者は追わず」との合併スキームを作り、地政学的見地を度外視し、また、合併自治体の数を増やすことを目的化したため、全国最大級の合併数となり、飛び地を含めた大合併となった。
- ・大合併故に、合併に当たっての住民意識の反映が希薄になり、地域自治意識の尊重視点が欠落していた。

### (2) 苦肉の策でのガバナンス態勢

- ・理念なき大合併をしたため、ガバナンス態勢が不明確となり新市のあり方が脆弱となった。
- ・14市町村大合併の歪みの解消のため、特例的に制度化された自治区制度は、被合併自治体の姿を期限的に残して欲しいとする意味が含まれているため、合併単一自治体としてのガバナンスが難しくなった。
- ・総合事務所体制を基本としたガバナンス態勢は、旧自治体のイメージを残すこととなり、合併後の新たな上越市としてのガバナンス態勢を未だ不明確にしている。

### (3) 既得権益との不協和音

- ・合併旧町村からの既得権益の保持との主張が、依然として大合併したことにより、市政運営に不協和音残すこととなっている。
- ・合併前に整備された公の施設の利活用の展望が、合併により無策状態になり、整備のあり方が困難となった。
- ・こうした大合併による、既得権益の喪失への激変緩和対策としての地域協議会は、合併そのもののあり方を複雑化させている。

## 2. 問題点

### (1) 委員の選出方法と現状

- ・公選制による選出方法は是とするも、選任される委員の位置づけが曖昧で発言にはばらつきがある。
- ・選任される委員の年齢男女構成は、高齢者・男性に偏り過ぎ、住民の総意を表

すには不足感がある。

- ・選任方法は、公職選挙法に準ずるならば、少なくとも候補者の意見公表及びディベートは行うべきである。

- ・諮問委員としての機能は是とするも、三元代表制的な審議権の付与については疑義がある。

- ・報酬は不要であるが、費用弁償として、交通費及び最低賃金並みの時間給を支給すべきである。

## (2) 運営のあり方

- ・委員固有の主張が多く、全体的な住民自治意識に基づく運営となっていない。

- ・地域協議会の運営は、事実上行政職員が行っており、いわば行政機関化され行政コストの増高につながっている。

- ・審議の時間には、主に地域活動支援事業の審査にウエイトが偏り、自主事業の審議がおろそかになっている。

- ・市長からの諮問事項は時間の経過とともに、少ない傾向にあり、本来の諮問機関の機能が低下している。

- ・地域協議会の設置は時間と共にマンネリ化している傾向にある。

## (3) バラマキ的地域支援活動事業

- ・人口等の基準により配分される地域活動支援事業費は、時間の経過と共にバラマキ的になり、事業件数も減少し所期の目的は概ね達成している。

- ・配分ありきでの予算消的の側面が現れている。

- ・税金の使い道としては、公私混同的な事業や目的外支出が散見される。

## (4) 自主審議のあり方

- ・本来の自主審議事項にかかる審議活動が停滞しているため、主体的な地域協議会活動が停滞している

- ・同地域に存在する、〇〇振興会・〇〇地域協議会、町内会長連絡協議会、様々な任意活動団体などとの関係における調整のあり方が課題となっている

- ・地域協議会委員は、地域の事業実施主体でないゆえの、自主事業の審議に壁がある。

## 3. 解決策

### (1) 現行地域協議会制度は存続

- ・現行の地域協議会は存続するものの、主に市長からの諮問・答申を行い、加えて市政全般についての様々な提言活動に徹する

- ・現行の地域活動支援事業については、〇〇まちづくり協議会（振興会）において事業の選定を行い、支所及び総合事務所にて調整の上予算措置の上事業化する。

- ・行政機構改革に基づき設置されるブロック支所においては、一定の予算を配分

(現行の地域活動支援事業配分基準を考慮)し、支所に配置される副市長の下、地域から上がってくる事業の予算化と事業の実施を行う。

## (2) 委員の選出方法、運営

- ・民主主義の理念の下、男女共同参画を推進し、広く地域の民意を反映するため、委員の公選制へクォーター制を導入する。
- ・クォーター制は男女同数及び若年（40以下）と中高年（40超）概ね同数とする。
- ・委員の任期は1期毎とし、連続は2期までとする。
- ・市長の諮問機関として位置付け、市長が求める課題に対し答申を行う。
- ・地域活性化のための自主審議を行い、必要に応じ当該地域の課題及び市政全般について行政に提案を行う。
- ・地域協議会の運営は各総合事務所が行う。
- ・旧上越市における地域協議会の運営サポートは本庁が行う。

## (3) 地域における自主事業を行うための自前のまちづくり協議会を設置する

- ・〇〇まちづくり協議会を設置する。従来もしくは現行の〇〇協議会、〇〇振興会という名前での設置でもよい。
- ・〇〇まちづくり協議会（振興会）においては、自主審議を経て、地域振興に資する事業を選定し、各総合事務所に提出し、査定を受け事業化を進める
- ・**頸北**（柿崎、大潟、吉川、頸城）・**東頸**（大島、浦川原、安塚）・**中頸**（板倉、清里、牧、中郷）ブロックに支所（柿崎・浦川原・板倉）を置き、それぞれに副市長を配置し、ブロックごとに事業（全市的なものは除く）を統括する。
- ・各ブロック毎にブロック地域協議会は可能とする。（場合によってはブロック内の地域協議会を廃止し、ブロック協議会に一元化は可能）
- ・本庁では、各支所（ブロック）及び三和・名立総合事務所から上がってきた事業案件を統括し、最終査定を経て予算措置の上事業化する。
- ・〇〇まちづくり協議会（振興会）の運営は、原則として地域毎に自主運営することとし、事務費については必要に応じ一部助成する。

## (4) 自前のまちづくり事業の推進

- ・〇〇まちづくり協議会（振興会）から提案される事業費は、全市に及ぶ事業は除くこととし、地域内の事業の必要額には上限を設けず実施する。
- ・〇〇まちづくり協議会（振興会）は、提案され事業予算化された事業の執行に当たっては、各支所・総合事務所との連携により行い、事業目的の達成に努める。
- ・各〇〇まちづくり協議会（振興会）から上がってきたまちづくり事業の執行に当たっては、事業内容により、本庁における行政部門間との調整の上予算化し実行する。

(5) 市議会

- ・ 地域協議会に関する事業の予算決算審査は、市議会における審議対象とする。
- ・ 従来行われてきた地域協議会における地域活動支援事業の審査、採択の最終審議は、市議会において行うものとする。
- ・ これにより地域協議会において行われてきた三元代表的な権能は消滅する。